

特集：規基準の数値は「何でなの」を探る

非常用進入口の大きさが、直径1m以上の円が内接することができるもの、またはその幅および高さがそれぞれ75cm以上および1.2m以上のものなのは何で?

小林恭一 ● 東京理科大学総合研究機構教授

建築基準法令では、建築物の高さ31m以下の部分にある3階以上の階には、原則として「非常用の進入口」（令第126条の6柱書き）または「窓その他の開口部」（同条第2号）を設けなければならないとされている。

「非常用の進入口」は、幅および高さがそれぞれ75cm以上および1.2m以上で（令第126条の7第3号）、消防隊の活動用のバルコニーを有する本格的な出入口である。

一方、「窓その他の開口部」は、大きさが「直径1m以上の円が内接することができるもの又はその幅及び高さが、それぞれ、75cm以上及び1.2m以上のもの」（令第126条の6第2号）と弾力的で、バルコニーも必要ないが、設置間隔は10m以内とされている（非常用の進入口は40m以内）。

一般には、この「非常用の進入口」と「窓その他の開口部」が混同され、「非常用進入口」とか「消防隊突入口」などと呼ばれている。

幅75cm、高さ1.2m、直径1mという数値は、消防隊員が空気呼吸器のボンベを背負ったままで通ることができる最小の寸法から来ており、東京消防庁など消防機関の経験値を元に定められたものである。

「非常用の進入口」などの設置が義務づけられたのは昭和45年12月であるが、このとき同時に、高層または大規模な特殊建築物に対して、排煙設備（令第126条の2）、非常用の照明装置（令第126条の4）、非常用の昇降機（令第129条の13の3）などの設置も義務づけられている。

当時は、高度成長最盛期の頃で、昭和38年に容積率（法第52条）の導入により絶対高さ制限が廃止されたのに伴い、霞ヶ関ビル（昭和43年）4月完成を初めとして、超高層ビルが多数建設されるようになる時代が迫っていたが、そのようなビルが火災になった場合の安全対策に対する知見が十分でなかった。

折しも、有馬温泉池之坊満月城火

災（昭和43年11月、30人死亡）、磐梯熱海温泉磐光ホテル火災（昭和44年2月、30人死亡）など、多数の死者を伴うビル火災が相継いだこともあり、昭和45年6月に、防火避難施設の大幅な強化を含む、建築基準法制定以来の大改正が行われた。非常用の進入口などの設置規制は、その改正の一環として行われたものである。

その後、大阪市千日デパートビル火災（昭和47年5月、118人死亡）と熊本市大洋デパート火災（昭和48年11月、100人死亡）を契機として、昭和49年6月に遡及適用を含む消防法の大改正が行われた。その改正の一環として、消防法令に「無窓階（「避難上又は消火活動上有効な開口部」を有しない階）」（消防法施行令第10条第1項第5号）という概念が登場し、無窓階については消防用設備等の設置規制が強化されることとなった（昭和49年6月）。

この「避難上又は消火活動上有効な開口部」として、10階以下の階の場合は、建築基準法令の「窓その他の開口部」と同様の寸法（直径1m以上の円が内接することができる開口部またはその幅および高さがそれぞれ75cm以上および1.2m以上の開口部）がそのまま用いられている（消防法施行規則第5条の2第1項）。

一方、11階以上の階については、「避難上又は消火活動上有効な開口部」は「直径50cm以上の円が内接することができる開口部」とかなり小さくなっている。これは、11階以上の階の場合は普通のはしご車のはしごが届かないため、外部から重装備の消防隊員が進入して消火や救助を行う、という消防活動を想定せず、避難者が当該開口部から脱出して助けを求め、それに対応する、という消防活動を想定しているものと考えられる。（こばやし きょういち）

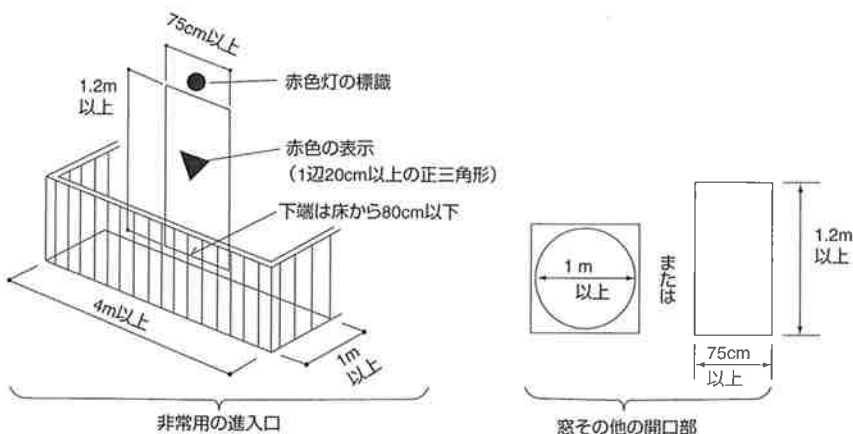


図1 「非常用の進入口」と「窓その他の開口部」